

海外人材 News Pick Up

Vol.1 (2023.6.12号)

働き手不足の産業分野で
外国人が半永久的に就労可能になりました

「特定技能2号」の対象分野がほぼ全分野に拡大

(介護以外の全分野)

特定技能2号ビザへの移行



- ・ 所定の試験に合格



特定技能1号ビザ取得



5年間

- ・ 企業が法定支援を当該外国人従業員に提供する義務を負う
- ・ 家族の帯同は不可

- ・ 所定の試験に合格

- ・ 後輩への指導&リーダー経験

特定技能2号ビザ取得



無制限

- ・ 企業は法定支援を提供する義務は負わなくなる
- ・ 家族の帯同が可能になる

一生ずっと日本で
働いて暮らしていけるようになる

- ・ 建設
- ・ 造船・船用
- ・ 素形材・産業機械・電気
- 電子情報関連製造業分野
- ・ 飲食料品製造業
- ・ 自動車整備
- ・ 外食
- ・ 宿泊
- ・ 農業
- ・ 漁業
- ・ ビルクリーニング
- ・ 航空業

2023年6月9日、「特定技能2号」の対象分野を大幅拡大する方針が、閣議決定で決まりました。技能実習制度の廃止が検討され特定技能制度に一本化かと報道されている中で政府のこの決定。これから特定技能制度を中心に外国人材の受入れ制度は運用されていきそうです。

▶ 出入国在留管理庁 (2023.6.9)
特定技能2号の対象分野の追加について (令和5年6月9日閣議決定)

→ https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/03_00067.html

「日本語教師」が国家資格に。法律が成立。

国内で暮らす外国人が増え、日本語教育の需要が高まる中、日本語教師を国家資格にすることなどを盛り込んだ日本語教育機関認定法が、26日の参議院本会議で決・成立しました。(NHK NEWS WEB: 2023年5月26日)

▶ https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/03_00067.html

▷文化庁: 認定を受けた日本語教育機関の教員の資格制度(イメージ)【たたき台】

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/nihongo_kyoin/pdf/93782901_02.pdf

外国人が日本で起業をしやすくなるようビザの要件が緩和。今夏にも。

経済産業省は日本で起業を目指す外国人向けのビザの発給ルールを緩和する。ビザ取得に必要な書類発行や事前審査の担い手を従来の自治体だけでなく、ベンチャーキャピタル(VC)など民間企業に広げる。海外から起業家を誘致してスタートアップを育成する。(日本経済新聞: 2023年5月17日)

▶ <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA26A5B0W3A420C2000000/>

▷経済産業省: 外国人起業活動促進事業に関する告示

<https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/startupvisa/index.html>

技能実習制度が廃止へ? 政府の有識者会議、中間報告書が提出。

現行の技能実習制度は廃止して人材確保と人材育成(未熟練労働者を一定の専門性や技能を有するレベルまで育成)を目的とする新たな制度の創設(実態に即した制度への抜本的な見直し)を検討…(出入国在留管理庁: 2023年5月11日)

▶ https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03_00033.html

▷出入国在留管理庁: 中間報告書(概要)

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001395994.pdf>

▷出入国在留管理庁: 中間報告書

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001395965.pdf>

2033年までに留学生40万人計画? 政府が留学生受け入れに積極的姿勢。

岸田総理は教育政策に関する会議のなかで、留学生について「日本人留学生50万人、外国人留学生40万人の実現を目指す」との目標を示しました。(TBS: 2023年3月17日)

▶ <https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/384875?display=1>

▷文部科学省: 外国人留学生の受け入れについて

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1306886.htm

関係閣僚 コメントPick Up



厚生労働大臣

第211回国会
参議院 厚生労働委員会 第11号
令和5年5月11日

介護人材の確保あるいは不足にどう対応していくのか、まずは処遇の改善あるいは職場環境の改善等を通じて、介護人材の確保策、これを総合的にまず取り組むことが必要だと思っております。

その上で、外国からの受入れ環境の整備も大変重要な視点であります。厚労省としても、介護事業者向けには、外国人職員と円滑に働くための講習会への参加、外国人職員の生活支援、メンタルヘルスケア等に係る経費の助成、外国人介護労働者向けには介護業務の悩み等に関する相談支援などを実施をしているところであります。

また、技能実習生に対する適正な実習の実施、また、そのための環境整備も必要であります。外国人技能実習機構が、監理団体、実習実施者への実地検査を実施し、法令違反などを認知した場合は、違反の態様等に応じて主務大臣等にて行政処分などを行うなど、厳格な対応を行っているほか、**技能実習生に対し、妊娠、出産を理由とした解雇や帰国の強制は許されないこと、妊娠、出産に関する制度や支援策、困ったときの相談先などを技能実習生手帳やリーフレットに掲載するなど、監理団体が実習生に直接周知する取組など実施**をしているところでございます。

また、先日も、連休を活用させていただいて、**ベトナム、フィリピンに行かせていただきました。そうした送り出し国ともよく連携を図っていくということも大事だ**というふうに考えております。

さらに、国内の関係省庁とも連携をしながら、御指摘もいただきましたように、外国から来られて日本の介護の現場で働いていただいている皆さん方が安心してその仕事に取り組んでいただけるよう、受入れ環境の整備に更に努力していきたいと考えております。

▶ <https://kokkai.ndl.go.jp/txt/121114260X01120230511/24>



【特定技能ビザで外国人雇用】建設業の申請手続きの特徴を簡単解説!

建設業で、外国人を特定技能ビザで雇用するには、他の業種の分野には無い特別な手続きが色々必要になります。

その手続きにかかる期間も相当程度のため、一般的には、まず、特定技能ビザの申請準備のため暫定的に在留許可をもらう「特定活動ビザ」を申請しながら、同時に手続き作業を行っていくことが実務上多くなっています。

■建設業許可を受けしている企業

まず、建設業で外国人を特定技能ビザで雇用するには、その雇用する企業が「建設業許可」を受けてなくてはなりません。もし、軽微な建設工事をメインに請け負っていたりしてまだ建設業許可を得ていなかったら、この特定技能外国人を雇用する機会に改めて建設業許可を受ける必要がでてくるということになります。

■JACに加入

特定技能ビザで外国人を雇用する企業は、その業種の分野ごとに設立されている協議会というものに加入することが義務付けられています。

他の業種の分野では協議会加入にかかる費用は現時点で特段からならないことになっていますが、建設業では費用がかかることになっています。

年会費の他に、特定技能ビザで外国人を雇用することに一人につき毎月支払わなければならない費用もあります。

JACという、建設業の特定技能ビザを雇用する企業を管理する組織に加入しなければなりません。

■建設キャリアアップシステムに登録

建設キャリアアップシステム (CCUS) というシステムにも登録が必要になります。

■建設特定技能受入計画

そして、これも他の業種分野には無い決定的な大きなポイントになるのが、入管に特定技能ビザの申請をだす前に、国交省 (地方整備局) に特定技能外国人受入れを申請して認定をもらわなければなりません。(建設特定技能受入計画)

これが結構相当の期間がかかるもので、通常は1カ月半~2カ月程度とされていますが、実際は3カ月~4カ月かかることも多いのが現状です。

また、特定技能ビザで雇用する求人内容と同内容の求人日本人の採用を試みて日本人の働き手の応募が来なかった、ということも提示する必要があります。

※詳しくはこちらの官公庁サイトでご確認ください

▼国交省

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000117.html



外国人雇用に関する
注目ニュースやお役立ちトピックなど
初心者の方にも分かりやすく解説。



フォロワー
2600突破!

外国人を雇用する事業主、外国人雇用に関心がある事業主、日本在住の外国人の方々に親しんでいただいております。



<https://www.instagram.com/gaikokujinnews/>

※本資料を無断で複製・改変・転載・翻訳することを禁じます。本資料は信頼できるとされる各種データに基づいて作成されていますが、その正確性・完全性・最新性・網羅性・適時性等を保証するものではありません。また、本資料は外国人雇用に関心をお持ちの企業様等への情報提供のみを目的としており、本資料の利用に起因する利用者及び第三者の損害について責任は一切負いません。